

「介護の日」検討会	
平成 20 年 6 月 27 日	資料 1

「介護の日(仮称)」検討会 開催要綱

1. 趣旨

広く国民に対して、介護についての理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及びその家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者の交流の促進を図る観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関する普及啓発を目的として「介護の日」の制定を検討する。

2. 検討項目

- (1)「介護の日(仮称)」の期日
- (2)「介護の日(仮称)」の名称
- (3)「介護の日(仮称)」の推進体制 等

3. 検討会メンバー

別紙メンバー表のとおり

4. スケジュール

平成 20 年 7 月中の制定にむけ、とりまとめを行う。

5. 検討会の運営

本検討会は社会・援護局長が招集し、
庶務は社会・援護局福祉基盤課が行う。